

岩手県統計調査条例（昭和 24 年岩手県条例第 54 号）第 2 条の規定に基づき、平成 20 年県民生活基本調査（以下「調査」という。）を次のとおり行う。

平成 19 年 12 月 4 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 調査の目的 県民の消費生活、環境保全活動等の実態及びそれらの質的変化を把握し、諸施策の基礎資料を得ることを目的とする。
- 2 調査事項 別に定める調査票（以下「調査票」という。）により、次に掲げる事項について調査を行う。
 - (1) 県民の商店街、県内産の農林水産物等の利用状況、環境保全への取組状況等
 - (2) 調査対象者の性別、年齢、世帯構成等
- 3 調査の範囲 県内に居住する 20 歳以上の男女 5,000 人（層化二段無作為抽出により抽出するものに限る。）について調査を行う。
- 4 調査の期日 平成 20 年 1 月 1 日現在で行う。
- 5 調査の方法 調査は、平成 20 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの間において、知事が配布する調査票に調査対象者が記入し、提出する郵送調査方式により行う。
- 6 結果の公表 調査の結果は、平成 20 年度中に公表する。